

株式会社関商運輸

運輸安全マネジメントの取組み

営業拠点

本社営業所

筑波営業所

土浦営業所

千葉営業所

※運輸安全マネジメント制度とは

[国土交通省へのリンク](#)

輸送安全マネジメントの取組み
令和 5年度(R5.6.21～R6.6.20)

1. 基本的方針

当社では、輸送の安全確保が事業経営・継続の根幹である事を深く認識し、業務の基本動作として輸送の安全確保に関する法規、条例、協定を遵守する。また経営者、管理者および運転者は、交通事故撲滅を目指し、安全運行への継続的改善かつ安全運転の推進に努める。

2. 令和 5年度の安全目標

【事故・災害件数】

交通事故件数	2 (件以内)
労働災害 (休業4日以上)	0 (件)
自動車事故報告規則第2条に規定する事故	0 (件)

【重点項目】

- (1) 悪質な違反行為 (酒酔い・酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、妨害運転、救護義務違反) の防止
- (2) 交差点付近のわき見／よそ見／ながら運転による追突事故の防止
- (3) バック追突事故の防止
- (4) 健康管理の推進 (二次検診の受診)

3. 目標達成のための計画

- (1) 安全衛生委員会を年12回実施する (毎月第3土曜日実施)。
- (2) 運転者安全会議を年12回実施する (毎月第4土曜日実施)。
- (3) 外部講師招聘による運行管理者教育を年2回実施する (半期・第4土曜日実施)。
- (4) 外部講師招聘による運転者安全教育を年2回実施する (半期・第4土曜日実施)。
- (5) 雇入れ時の安全教育・運転指導を体系的・計画的に実施する (新規採用時)。
- (6) 事故惹起者への再発防止のための教育指導を個別に実施する (事故発生時、HHK 報告時)。
- (7) 駐車時の輪止め／後退時の下車後方確認を周知徹底し安全意識の向上を図る。
- (8) ドライブレコーダ (前方・室内映像) を活用し危険運転の防止を図る。

4. 令和 4年度(R4.6.21～R5.6.20)の達成状況

	目標	結果	判定
交通事故件数	3 (件)	3 (件)	達成
労働災害 (休業4日以上)	0 (件)	0 (件)	達成
自動車事故報告規則第2条に規定する事故	0 (件)	0 (件)	達成

令和 5年 6月21日

株式会社関商運輸
本社営業所
代表取締役 関 庫一

輸送安全マネジメントの取組み

令和 5年度(R5.6.21～R6.6.20)

1. 基本的方針

当社では、輸送の安全確保が事業経営・継続の根幹である事を深く認識し、業務の基本動作として輸送の安全確保に関する法規、条例、協定を遵守する。また経営者、管理者および運転者は、交通事故撲滅を目指し、安全運行への継続的改善かつ安全運転の推進に努める。

2. 令和 5年度の安全目標

【事故・災害件数】

交通事故件数	2 (件以内)
労働災害 (休業4日以上)	0 (件)
自動車事故報告規則第2条に規定する事故	0 (件)

【重点項目】

- (1) 悪質な違反行為 (酒酔い・酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、妨害運転、救護義務違反) の防止
- (2) 交差点付近のわき見／よそ見／ながら運転による追突事故の防止
- (3) バック追突事故の防止
- (4) 健康管理の推進 (二次検診の受診)

3. 目標達成のための計画

- (1) 安全衛生委員会を年12回実施する (毎月第3土曜日実施)。
- (2) 運転者安全会議を年12回実施する (毎月第4土曜日実施)。
- (3) 外部講師招聘による運行管理者教育を年2回実施する (半期・第4土曜日実施)。
- (4) 外部講師招聘による運転者安全教育を年2回実施する (半期・第4土曜日実施)。
- (5) 雇入れ時の安全教育・運転指導を体系的・計画的に実施する (新規採用時)。
- (6) 事故惹起者への再発防止のための教育指導を個別に実施する (事故発生時、HHK 報告時)。
- (7) 駐車時の輪止め／後退時の下車後方確認を周知徹底し安全意識の向上を図る。
- (8) ドライブレコーダ (前方・室内映像) を活用し危険運転の防止を図る。

4. 令和 4年度(R4.6.21～R5.6.20)の達成状況

	目標	結果	判定
交通事故件数	3 (件)	2 (件)	達成
労働災害 (休業4日以上)	0 (件)	0 (件)	未達
自動車事故報告規則第2条に規定する事故	0 (件)	0 (件)	達成

令和 5年 6月21日

株式会社関商運輸
筑波営業所
代表取締役 関 庫一

輸送安全マネジメントの取組み

令和 5年度(R5.6.21～R6.6.20)

1. 基本的方針

当社では、輸送の安全確保が事業経営・継続の根幹である事を深く認識し、業務の基本動作として輸送の安全確保に関する法規、条例、協定を遵守する。また経営者、管理者および運転者は、交通事故撲滅を目指し、安全運行への継続的改善かつ安全運転の推進に努める。

2. 令和 5年度の安全目標

【事故・災害件数】

交通事故件数	1 (件以内)
労働災害 (休業4日以上)	0 (件)
自動車事故報告規則第2条に規定する事故	0 (件)

【重点項目】

- (1) 悪悪質な違反行為 (酒酔い・酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、妨害運転、救護義務違反) の防止
- (2) 交差点付近のわき見／よそ見／ながら運転による追突事故の防止
- (3) バック追突事故の防止
- (4) 健康管理の推進 (二次検診の受診)

3. 目標達成のための計画

- (1) 安全衛生委員会を年12回実施する (毎月第3土曜日実施)。
- (2) 運転者安全会議を年12回実施する (毎月第4土曜日実施)。
- (3) 外部講師招聘による運行管理者教育を年2回実施する (半期・第4土曜日実施)。
- (4) 外部講師招聘による運転者安全教育を年2回実施する (半期・第4土曜日実施)。
- (5) 雇入れ時の安全教育・運転指導を体系的・計画的に実施する (新規採用時)。
- (6) 事故惹起者への再発防止のための教育指導を個別に実施する (事故発生時、HHK 報告時)。
- (7) 駐車時の輪止め／後退時の下車後方確認を周知徹底し安全意識の向上を図る。
- (8) ドライブレコーダ (前方・室内映像) を活用し危険運転の防止を図る。

4. 令和4年度(R4.6.21～R5.6.20)の達成状況

	目標	結果	判定
交通事故件数	1 (件)	1 (件)	達成
労働災害 (休業4日以上)	0 (件)	0 (件)	達成
自動車事故報告規則第2条に規定する事故	0 (件)	0 (件)	達成

令和 5年 6月21日

株式会社関商運輸
土浦営業所
代表取締役 関 庫一

輸送安全マネジメントの取組み

令和 5年度(R5.6.21~R6.6.20)

1. 基本的方針

当社では、輸送の安全確保が事業経営・継続の根幹である事を深く認識し、業務の基本動作として輸送の安全確保に関する法規、条例、協定を遵守する。また経営者、管理者および運転者は、交通事故撲滅を目指し、安全運行への継続的改善かつ安全運転の推進に努める。

2. 令和 5年度の安全目標

【事故・災害件数】

交通事故件数	1 (件以内)
労働災害 (休業4日以上)	0 (件)
自動車事故報告規則第2条に規定する事故	0 (件)

【重点項目】

- (1) 悪質な違反行為 (酒酔い・酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、妨害運転、救護義務違反) の防止
- (2) 交差点付近のわき見／よそ見／ながら運転による追突事故の防止
- (3) バック追突事故の防止
- (4) 健康管理の推進 (二次検診の受診)

3. 目標達成のための計画

- (1) 安全衛生委員会を年12回実施する (毎月第3土曜日実施)。
- (2) 運転者安全会議を年12回実施する (毎月第4土曜日実施)。
- (3) 外部講師招聘による運行管理者教育を年2回実施する (半期・第4土曜日実施)。
- (4) 外部講師招聘による運転者安全教育を年2回実施する (半期・第4土曜日実施)。
- (5) 雇入れ時の安全教育・運転指導を体系的・計画的に実施する (新規採用時)。
- (6) 事故惹起者への再発防止のための教育指導を個別に実施する (事故発生時、HHK 報告時)。
- (7) 駐車時の輪止め／後退時の下車後方確認を周知徹底し安全意識の向上を図る。
- (8) ドライブレコーダ (前方・室内映像) を活用し危険運転の防止を図る。

4. 令和 4年度(R4.6.21~R5.6.20)の達成状況

	目標	結果	判定
交通事故件数	1 (件)	0 (件)	達成
労働災害 (休業4日以上)	0 (件)	0 (件)	達成
自動車事故報告規則第2条に規定する事故	0 (件)	0 (件)	達成

令和 5年 6月21日

株式会社関商運輸
千葉営業所
代表取締役 関 庫一